

機能するかを見極める  
試金石になる。

これまで、従業員の  
不法行為について雇用  
主も賠償責任を負うと  
する民法の「使用者責  
任」の規定に基づいて

困難で、被害回復への  
ハードルは高かった。

改正暴対法では①実  
行者が指定暴力団の組  
員であり②団体の名称  
などを示して暴力的要  
求行為をした——こと

している。ただし、市  
民にとって暴力団相手  
の訴訟は相当の勇気が  
いる。改正暴対法を機  
能させるには、暴力団  
根絶に向けた社会全体  
のバックアップも不可  
欠だ。

【酒井祥宏】

が具体化していないこ  
とに注文を付けた。

救済法で対象となる  
症状には、手足の先ほ  
どしびれが強い「四肢  
末梢優位の感覚障害」

部数巡る記事で  
読売が「新潮」提訴

新聞の販売部数を巡  
る「週刊新潮」の記事

は真実と異なり名誉棄  
損に当たるとして、読

売新聞社は8日、発行  
元の新潮社と執筆した  
自称フリーライター黒

数哲哉氏に約5500

万円の損害賠償と謝罪  
広告を求め、東京地裁  
に提訴した。

訴状によると、同誌  
6月11日号は「『新聞

業界』最大のタブー  
『押し紙』を斬る！」

と題し「読売新聞の発  
行部数の30〜40%が  
(実際に配達する部数

を上回って販売店に売

る)『押し紙』で、年  
間約360億円の不正  
収入を得ている」など  
と報じた。読売側は「事  
実に反する報道で、読

新潮「正確な報道」

週刊新潮編集部の話  
客観的調査と取材に  
基づいて書かれてお

り、正確な報道だと考

者の信頼や報道機関と  
しての社会的評価を著  
しく傷つけられた」と  
主張している。

【伊藤一郎】

えている。事実を法廷  
で明らかにするととも  
に、今後も読売新聞の  
押し紙に関し取材を継  
続し実態を掲載する。